## 建築物石綿含有建材調査者講習(一般)

## 受講のご案内

石綿障害予防規則等が一部改正(令和2年7月1日付け)され、石綿含有建材に関する 事前調査が徹底されることとなりました。

事前調査を実施するために必要な知識を有する者として、厚生労働大臣が定める者については「建築物石綿含有建材調査者」であることが要件とされたところです。

これに伴い、建築物石綿含有建材調査者を養成する必要があることから、当支部では標記講習を下記のとおり開催いたしますのでご案内申し上げます。

※受講から修了考査(試験)まで短時間のため予習を推奨いたします。

記

受講資格:裏面参照

講習日程:令和6年6月4日(火)~5日(水)【2日間】

令和6年 9月26日(木)~ 27日(金)【2日間】

令和6年11月21日(木)~22日(金)【2日間】

(1日目) 8:55~16:50 (2日目) 8:50~17:30 ※時間は都合により変更に なる場合があります。

(科目1) 建築物石綿含有建材調査に関する基礎知識1 (1時間)

(科目2) 建築物石綿含有建材調査に関する基礎知識2(1時間)

(科目3) 石綿含有建材の建築図面調査(4時間)

(科目4) 現場調査の実際と留意点(4時間)

(科目5) 建築物石綿含有建材調査報告書の作成(1時間)

(試験)修了考查(1.5時間)

講習会場:沖縄建設労働者研修福祉センター (浦添市牧港5-6-7 建設会館隣り)

全科目受講料:【全科目受講者】※表示価格はすべて税込みとなります。

(一般価格) 41.481円 (受講料 36,300円+テキスト 5,181円)

(会員価格) 40,034円 (受講料 36,300円+テキスト 3,734円)

【一部免除者 ※石綿作業主任者技能講習修了者は(科目1)が免除となります。】

(一般価格) **39**,**501円** (受講料 34,320円+テキスト 5,181円)

(会員価格) 38,054円 (受講料34,320円+テキスト3,734円)

定員:60名(定員になり次第締め切ります。)

申 込 方 法 :所定の申込書を記入し提出(郵送可)して下さい。提出していただいた方へ講習日程及び 受講料の支払い方法等を記載した「講習会通知書」を送付致します。定員になり次第

締め切りますので、早めにお申し込み下さい。

※申込書はホームページからも印刷できます。

https://www.kensaibou-okinawa.com/ 建災防沖縄県支部で検索

提 出 先: 5001-2131 沖縄県浦添市牧港5-6-8 (建設会館5階)

建設業労働災害防止協会沖縄県支部 事務局

TEL 0 9 8 - 8 7 6 - 5 2 7 3



## 受講資格

<b>文</b> 語	~ 1-	申込書への
	受 講 資 格	本 込音への
(1)	労働安全衛生法別表第 18 第 23 号に掲げる石綿作業主任者技能講習修了者 (※科目の一部免除があります)	修了証の写し
(2)	学校教育法による大学(短期大学を除く。)において、建築に関する正規の 課程又はこれに相当する課程を修めて卒業した後、建築に関して2年以上 の実務の経験を有する者	卒業証書写し 又は卒業証明書及 び実務経験証明
(3)	学校教育法による短期大学(修業年限が3年であるものに限り、同法による専門職大学の3年の前期課程を含む。)において、建築に関する正規の課程又はこれに相当する課程(夜間において授業を行うものを除く。)を修めて卒業した後(同法による専門職大学の前期課程にあっては、修了した後。(4)において同じ。)、建築に関して3年以上の実務の経験を有する者	
(4)	学校教育法による短期大学(同法による専門職大学の前期課程を含む。)又は高等専門学校において、建築に関する正規の課程又はこれに相当する課程を修めて卒業した後、建築に関して4年以上の実務の経験を有する者((3)に該当する者を除く。)	
(5)	学校教育法による高等学校又は中等教育学校において、建築に関する正規の課程又はこれに相当する課程を修めて卒業した後、建築に関して7年以上の実務経験を有する者	
(6)	建築に関して 11 年以上の実務の経験を有する者	実務経験証明
(7)	労働安全衛生法等の一部を改正する法律(平成 17 年法律第 108 号)による 改正前の労働安全衛生法別表第 18 第 22 号に掲げる特定化学物質等作業主 任者技能講習を修了した者で、建築物石綿含有建材調査に関して 5 年以上 の実務を有する者	左記修了証写し及び実務経験証明
(8)	建築行政に関して2年以上の実務の経験を有する者	
(9)	環境行政(石綿の飛散の防止に関するものに限る。)に関して2年以上の実 務経験を有する者	
(10)	労働安全衛生法第 93 条第1項の産業安全専門官若しくは労働衛生専門官又 は同項の産業安全専門官若しくは労働衛生専門官であった者	実務経験証明
(11)	労働基準監督官として2年以上その職務に従事した経験を有する者	
(12)	第一種作業環境測定士又は第二種作業環境測定士であって、建築物石綿含 有建材調査に関して5年以上の実務経験を有する者	左記登録証写し及 び実務経験証明